⑷　工事内容
設計概要　実施設計
延長425m
・構造物本体工　１式
・附帯設備工　１式
・仮設工　１式
施工概要
延長425m
・構造物本体工　１式
・仮設工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成31年３月29日まで。
⑹　本工事は、入札時に技術提案として「本体構造物の長期耐久性の確保」、「周辺環境に配慮した安全・確実な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型ＡⅡ型）］の試行工事である。
　また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、入札時に総合的なコスト、工事目的物の性能・機能・社会的要請及び施工上配慮すべき事項に関する技術提案を受け付け価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、入札前に高度な技術提案とそれに要する費用の見積をヒアリング・審査することにより、品質と価格に優れた調達を目指す技術提案評価型ＡⅡ型を適用した工事である。
⑻　本工事は、⑹、⑺の技術提案の審査において、提案についての改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量及び、単価表等の見積の提出を求める、総合評価落札方式（技術提案評価型ＡⅡ型）の工事である。
⑼　本工事は、技術提案に基づいた設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。
⑽　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑾　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑿　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）
⒀　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⒁　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、６⑹で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒂　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は相武国道事務所のホームページにより公表する。
⒃　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
　ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。
⒄　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
　本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後に行う変更契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。
　また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒅　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。
⒆　本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と施工者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計変更審査会」の設置対象工事である。
⒇　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する試行工事である。詳細は入札説明書による。
２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年８月６日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から八王子南バイパス館第一トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす、技術提案の本体主構造で採用する形状に応じて、以下のいずれかの同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
　技術提案の本体主構造がシールド工法の場合は、
㋐　シールド工法（密閉型）による工事で施工（セグメント）外径４m以上であること。